

毎月勤労統計調査地方調査年報
(平成 30 年)

高 知 県

はじめに

毎月勤労統計調査地方調査は、本県における賃金、労働時間及び雇用の変動状況を明らかにすることを目的としています。

この年報は、毎月公表している「毎月勤労統計調査地方調査結果」の平成30年の1年分を取りまとめ、利用上の便宜を図ったものです。

本書が高知県における労働行政等各種施策の基礎資料として広くご利用いただければ幸いです。

また、この調査への御理解と御協力をいただいております調査事業所及び関係の皆様へ深く感謝申し上げますとともに、今後とも一層の御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

令和元年8月

高知県総務部長 君塚 明宏

利用上の注意

1 産業分類

平成 25 年 10 月に日本標準産業分類が改訂され、毎月勤労統計調査は平成 29 年から新しい産業分類で集計されています。

2 公表の対象

この調査は、一定の方法により抽出された次の日本標準産業分類の事業所を対象としました。

「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）」。

このうち「鉱業、採石業、砂利採取業」については、調査事業所数が少ないため公表できませんが、調査産業計には含まれています。

3 指数のギャップ修正

第一種事業所については、従来の 2～3 年に一度行う総入替え方式から、毎年 1 月分調査時に行う部分入替え方式に平成 30 年から変更しました。

総入替え方式の際におこなっていた、賃金、労働時間指数とその増減率の過去に遡った改訂は行っていません。常用雇用指数とその増減率については、ベンチマークの更新に伴い、過去に遡って改訂しています。

4 指数の基準時点

指数は平成 27 年を基準時(平成 27 年平均=100)としています。

5 対前年増減率

対前年増減率は、調査事業所の抽出替えに伴うギャップを修正した指数により算出しているため、実数で計算した場合と必ずしも一致しません。

前年比の算式：

$$\text{（当該年各月分の平均} - \text{前年各月分の平均）} / \text{前年各月分の平均} \times 100$$

6 実数値

実数値は、労働者数をウェイトとする 1 か月当たりの加重平均値です。

「-」は該当データの無いものを示し、「x」は標本数が寡少につき秘匿のため公表できないもの、「0」は集計単位未満のデータ量を示しています。

7 実質賃金指数の算式

$$\text{名目賃金指数} / \text{高知市消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合指数）} \times 100$$

8 労働異動率の算式

労働異動率（入職率、離職率）の算式は次のとおりです。

月間の増加（減少）常用労働者数／前月末常用労働者数×100

労働異動率の年平均は、1月分から12月分の異動率の単純平均です。

9 指数表及び実数表の月別の数値について

指数表及び実数表の月別の数値は、月報公表後に新たに提出された調査票を加え再集計したものです。そのため、過去に公表した月報の数値と異なる場合があります。

I 毎月勤労統計調査について

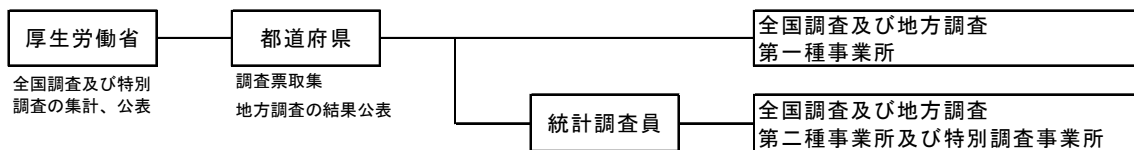
1 調査の目的

本調査は、統計法に基づく基幹統計で、賃金、労働時間及び雇用について毎月の変動を明らかにすることを目的としています。

2 調査の体系

- (1) 毎月勤労統計調査規則（昭和 32 年労働省令第 15 号）によって定められており、全国調査、地方調査、特別調査に分類されています。全国調査及び地方調査は、常用労働者数が 5 人以上の事業所を対象とし、特別調査は常用労働者数が 1～4 人の事業所を対象としています。
- (2) 全国調査及び地方調査は毎月、特別調査は年に 1 回 8 月に調査を実施しています。
- (3) 全国調査及び地方調査では、常用労働者数 30 人以上の事業所を第一種事業所、5～29 人の事業所を第二種事業所として、調査を実施しています。

3 調査の系統



4 調査対象の抽出について

- (1) 第一種事業所
経済センサス等によって把握した最新の年次フレームの事業所全数名簿から、産業、規模別に設定された抽出率に基づいて無作為に抽出されています。
- (2) 第二種事業所
以下の二段階抽出法を採っています。
 - ア 経済センサスの調査区に基づいて設定した毎月勤労統計調査区を 10 層に分けて抽出率を設定し、調査区を抽出
 - イ 上記調査区から名簿を作成し、その名簿から無作為抽出

5 主要調査事項の定義

- (1) 常用労働者
「常用労働者」とは、次のうち、いずれかに該当する労働者のことをいいます。
 - ア 期間を定めずに雇われている者
 - イ 1 ヶ月を超える期間を定めて雇われている者
 - ウ 日々又は 1 ヶ月以内の期間を限って雇われている者のうち、前 2 ヶ月にそれぞれ 18 日以上雇われた者

- エ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者
や事業主の家族でその事業所に働いている人のうち常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者
- オ 常用労働者数は調査対象期間が始まる日の前日（「前調査期間末」という）の人数に期間中に増加、減少した人数を加減した人数である「調査期間末の常用労働者数」としています。

なお、「常用労働者」は「パートタイム労働者」と「一般労働者」とに分けられます。

常用労働者 $\left\{ \begin{array}{l} \text{パートタイム労働者} \\ \text{一般労働者} \end{array} \right.$

「パートタイム労働者」とは、「常用労働者」のうち次のいずれかに該当する労働者のことをいいます。

- ア 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者
- イ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者

「一般労働者」とは、「常用労働者」のうち「パートタイム労働者」を除いた労働者のことをいいます。

(2) 賃金

ア 現金給与総額

所得税、社会保険料、組合費等を差し引く以前の金額です。

現金給与総額 $\left\{ \begin{array}{l} \text{きまって支給する給与} \\ \text{特別に支払われた給与} \end{array} \right. \left\{ \begin{array}{l} \text{所定内給与} \cdots \text{基本給、業績手当、職務手当等} \\ \text{超過労働給与} \cdots \text{残業手当、深夜手当等} \end{array} \right.$

イ きまって支給する給与

労働契約、団体協約又は事業所の給与規定等により、あらかじめ定められている支給条件及び算定方法によって支給される給与で、超過労働給与を含んでいません。

(ア) 所定内給与

きまって支給する給与のうち超過労働給与以外のものをいいます。

(イ) 超過労働給与

所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことです。

ウ 特別に支払われた給与

調査期間中に一時的又は突発的理由に基づいて、あらかじめ定められた契約規則等によらないで支払われた給与や、あらかじめ支給条件、算定方法が定められていても、その給与の算定が3ヵ月を超える期間ごとに行われるものをいいます。

(3) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことです。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日になりませんが、午前0時から午後12時までの間に1時間でも就業すれば出勤日になります。

(4) 労働時間

ア 総実労働時間

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数です。休憩時間は給与が支給されているか否かにかかわらず除きます。例外として、鉱業に従事する坑内夫の休憩時間や運輸関係労働者によく見られる、いわゆる手待ち時間は含みます。本来の業務外として行われる当宿直の時間は含みません。

$$\text{総実労働時間} \left\{ \begin{array}{l} \text{所定内労働時間} \cdots \text{就業時間中} \\ \text{所定外労働時間} \cdots \text{就業時間帯以外} \end{array} \right.$$

イ 所定内労働時間

事業所の就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の労働時間のことです。

ウ 所定外労働時間

早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間のことです。

II 調査結果の概要（事業所規模 5人以上）

この報告書は平成30年（1月1日から12月31日までの期間）の月次の調査結果をまとめたものです。

調査は、高知県に所在する5人以上の常用労働者を有する事業所から、厚生労働省より無作為に抽出され指定された、約450事業所を対象にしています。

集計結果は毎月作成し、高知県庁統計分析課のホームページで公表しています。公表数値は集計結果の実数値と、時系列比較のための指数値となっています。時系列に集計結果を比較する際には指数で比較します。本報告では、年平均の実数値と指数値を扱いますが、時系列での比較は指数値によるものです。

1 賃金

(1) 賃金の動き

- ① 常用労働者一人あたり平均月間現金給与総額は、**268,851円**
- ② きまって支給する給与は、**226,158円**
- ③ 特別に支払われた給与は、**42,693円**

○本県及び全国の賃金の動き（調査産業計） （単位：円）

		現金給与総額	きまって支給する給与			特別に支払われた給与
			所定内給与	超過労働給与		
高知県	平成28年	294,241	245,878	225,752	20,126	48,363
	29	301,653	248,660	229,609	19,051	52,993
	30	268,851	226,158	211,718	14,440	42,693
全国	平成28年	317,862	261,183	241,519	19,664	56,679
	29	319,453	262,407	242,646	19,761	57,046
	30	323,547	264,570	244,670	19,900	58,977

(2) 産業別賃金

- ① 現金給与総額は、「教育、学習支援業」が最も高く、「宿泊業、飲食サービス業」が最も低い。
- ② 超過労働給与は、「情報通信業」が最も高く、「宿泊業、飲食サービス業」が最も低い。

○産業別にみた賃金（調査産業別） （単位：円）

平成30年	調査産業計	建設業	製造業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉
現金給与総額	268,851	307,739	276,843	400,272	265,990	224,709	393,012	108,745	226,757	410,124	295,835
きまって支給する給与	226,158	258,565	227,829	323,978	230,061	198,341	315,006	102,977	208,509	313,246	248,020
	所定内給与	211,718	234,688	204,523	291,077	197,453	298,025	97,327	197,440	301,655	236,672
	超過労働給与	14,440	23,877	23,306	32,901	32,608	11,106	16,981	5,650	11,069	11,348
特別に支払われた給与	42,693	49,174	49,014	76,294	35,929	26,368	78,006	5,768	18,248	96,878	47,815

(3) 賃金（現金給与総額）の状況－全国比較

① 全国を100とした場合の高知県の賃金は、調査産業計でみると**83.1**で、全国を**16.9**ポイント下回った。

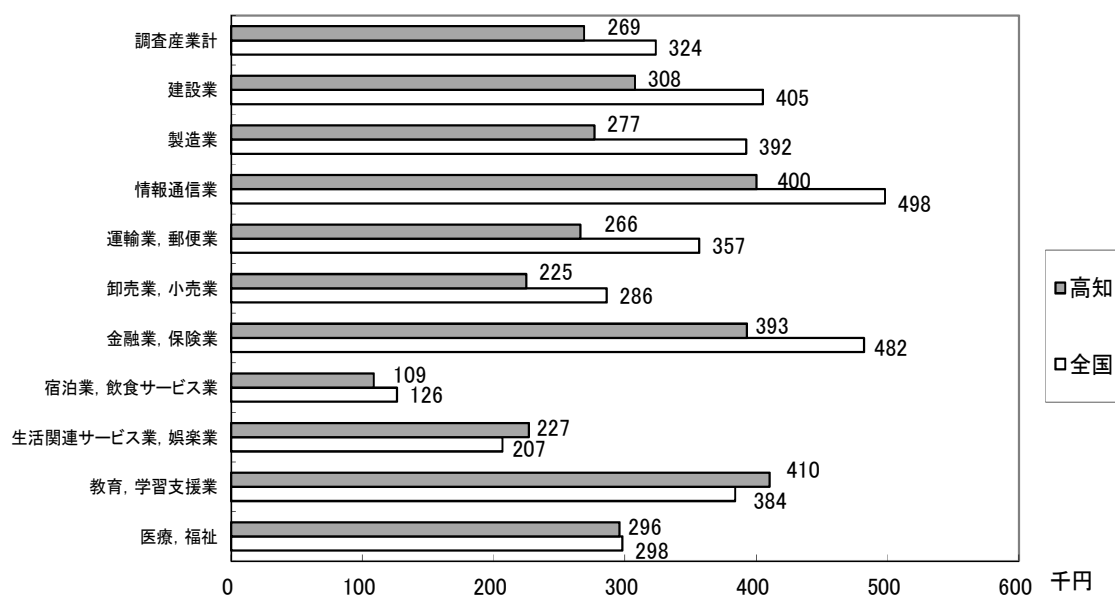
② ほとんどの産業で全国を下回っているが、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」等では全国を上回っている。

○本県及び全国の現金給与総額

(単位:円、%)

	調査産業計	建設業	製造業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉
高知県	268,851	307,739	276,843	400,272	265,990	224,709	393,012	108,745	226,757	410,124	295,835
全国	323,547	405,223	392,305	498,227	356,665	286,186	482,116	126,225	206,667	384,106	298,135
全国を100とした場合の比率	83.1	75.9	70.6	80.3	74.6	78.5	81.5	86.2	109.7	106.8	99.2

○本県及び全国の賃金の比較（現金給与総額）



(4) 賃金（現金給与総額）の状況－男女別

① 男性を100とした場合の女性の賃金は、調査産業計でみると**68.0**で、前年（**63.9**）を**4.1**ポイント上回った。

② 産業別では、「情報通信業」で**54.3**と最も格差が大きく、全ての産業で男性が女性を上回っている。

○男女別現金給与総額

(単位:円、%)

	調査産業計	建設業	製造業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉
男	320,132	330,466	327,442	477,764	285,505	283,708	517,175	135,184	281,957	422,414	383,693
女	217,677	189,587	180,963	259,498	187,824	158,275	291,040	90,607	153,344	397,846	265,854
男性を100とした場合の女性の比率	68.0	57.4	55.3	54.3	65.8	55.8	56.3	67.0	54.4	94.2	69.3

2 労働時間

(1) 労働時間の動き

- ① 常用労働者1人平均月間総実労働時間は、**146.3時間**
- ② 所定内労働時間は、**137.4時間**
- ③ 所定外労働時間は、**8.9時間**

○本県及び全国の労働時間の動き(調査産業計) (単位:時間)

		総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
高知県	平成26年	152.0	143.0	9.0
	27	151.6	141.5	10.1
	28	148.2	138.1	10.1
	29	149.1	139.1	10.0
	30	146.3	137.4	8.9
全国	平成26年	145.1	134.1	11.0
	27	144.5	133.5	11.0
	28	143.7	132.9	10.8
	29	143.3	132.4	10.9
	30	142.2	131.4	10.8

(2) 産業別労働時間

- ① 総実労働時間は、「運輸業、郵便業」が**175.1時間**で最も長く、以下「建設業」、「製造業」と続き、最も短い「宿泊業、飲食サービス業」で**102.9時間**となっている。
- ② 所定外労働時間は、「運輸業、郵便業」が**28.1時間**で最も長く、「医療、福祉」が**4.2時間**で最も短い。

○産業別にみた労働時間の動き(総実労働時間)

(単位:時間)

平成30年	調査産業計	建設業	製造業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉
総実労働時間	146.3	172.6	166.8	162.5	175.1	149.8	155.2	102.9	135.3	142.7	142.5
所定内労働時間	137.4	158.0	151.9	146.9	147.0	142.5	146.5	97.5	130.6	131.1	138.3
所定外労働時間	8.9	14.6	14.9	15.6	28.1	7.3	8.7	5.4	4.7	11.6	4.2

(3) 労働時間(総実労働時間)の状況—全国比較

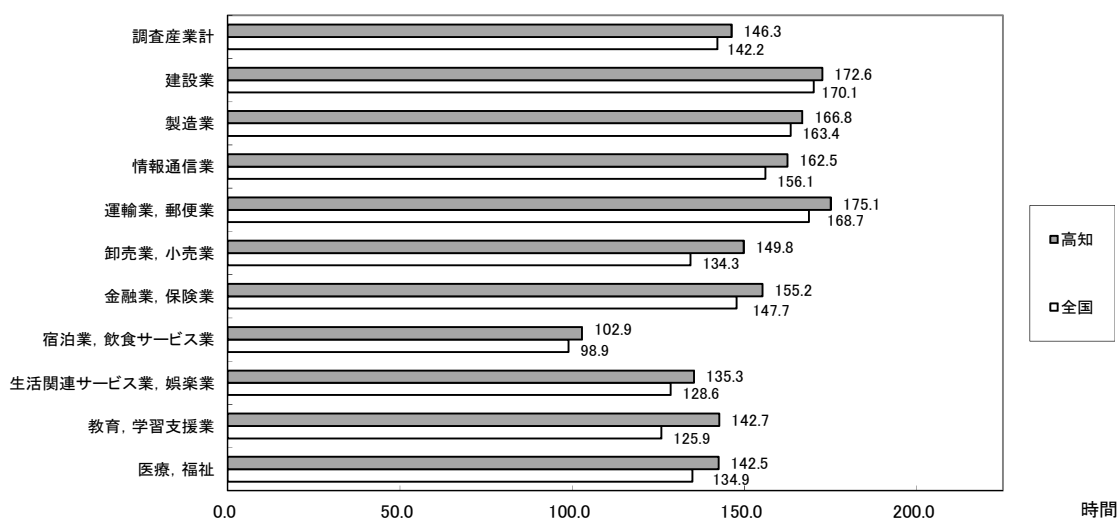
- ① 全国を100とした場合の高知県の労働時間は、調査産業計でみると**102.9**で、全国をやや上回っている。
- ② 産業別では、「教育、学習支援業」が**113.3**で最も高く、「卸売業、小売業」、「医療、福祉」等のほとんどの産業で全国を上回っている。

○本県及び全国の総実労働時間

(単位:時間、%)

	調査産業計	建設業	製造業	情報通信業	運輸業, 郵便業	卸売業, 小売業	金融業, 保険業	宿泊業, 飲食サービス業	生活関連サービス業, 娯楽業	教育, 学習支援業	医療, 福祉
高知県	146.3	172.6	166.8	162.5	175.1	149.8	155.2	102.9	135.3	142.7	142.5
全国	142.2	170.1	163.4	156.1	168.7	134.3	147.7	98.9	128.6	125.9	134.9
全国を100とした場合の比率	102.9	101.5	102.1	104.1	103.8	111.5	105.1	104.0	105.2	113.3	105.6

○本県及び全国の労働時間の比較（総実労働時間）



(4) 労働時間（総実労働時間）の状況－男女別

- ① 男性を **100** とした場合の女性の労働時間は、調査産業計でみると **83.4** で、前年 (**82.1**) を **1.3** ポイント上回った。
- ② 産業別では、「建設業」で **78.5** と最も格差が大きく、全ての産業で男性が女性を上回っている。

○男女別総実労働時間

(単位:時間、%)

	調査産業計	建設業	製造業	情報通信業	運輸業, 郵便業	卸売業, 小売業	金融業, 保険業	宿泊業, 飲食サービス業	生活関連サービス業, 娯楽業	教育, 学習支援業	医療, 福祉
男	159.5	178.9	173.4	164.8	180.4	164.4	169.0	111.8	147.7	144.9	154.1
女	133.1	140.4	154.4	158.3	154.2	133.4	143.8	96.8	118.7	140.6	138.6
男性を100とした場合の女性の比率	83.4	78.5	89.0	96.1	85.5	81.1	85.1	86.6	80.4	97.0	89.9

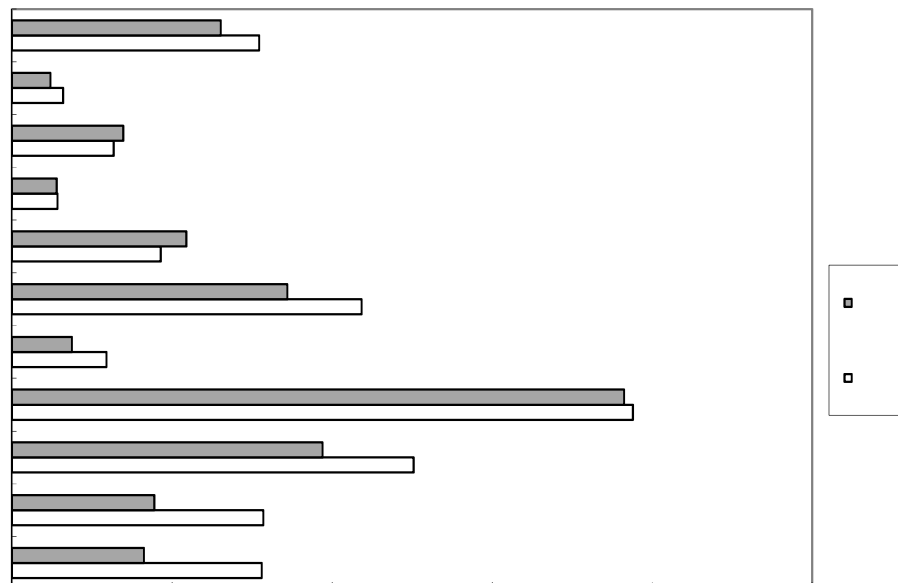
3 雇 用

(1) 常用労働者数

- ① 調査産業計で常用労働者数は **225,583** 人、パートタイム労働者比率は **26.1%** で前年 (23.3%) を **2.8** ポイント上回った。
- ② 常用労働者数を産業別にみると、「医療, 福祉」が最も多く、以下「卸売業, 小売業」、「製造業」と続き、「情報通信業」が最も少ない。
- ③ パートタイム労働者比率では、「宿泊業, 飲食サービス業」が **76.5%** で最も高く、「建設業」が最も低い。
- ④ パートタイム労働者比率を全国と比較すると、本県は「医療, 福祉」で全国を大きく下回っている。

	常用労働者数	パートタイム労働者比率 (%)	前年常用労働者数	前年パートタイム労働者比率 (%)	前年調査産業計常用労働者数	前年調査産業計パートタイム労働者数	前年調査産業計パートタイム労働者比率 (%)
調査産業計	225,583	100.0	112,719	112,864	166,786	58,797	26.1
医療, 福祉	14,022	6.2	11,783	2,239	13,381	641	4.8
卸売業, 小売業	22,582	10.0	14,785	7,798	19,442	3,140	13.9
製造業	2,672	1.2	1,721	951	2,521	151	5.6
情報通信業	10,725	4.8	8,575	2,151	8,391	2,334	21.8
建設業	44,607	19.8	23,629	20,979	29,293	15,314	34.4
宿泊業, 飲食サービス業	5,513	2.4	2,487	3,026	5,098	415	7.5
運輸業, 郵便業	22,523	10.0	9,205	13,317	5,227	17,296	76.5
電気, ガス, 熱, 蒸気, 冷熱, 水道	8,099	3.6	4,621	3,479	4,955	3,144	38.8
農林業, 漁業	15,654	6.9	7,832	7,823	12,872	2,782	17.8
その他	56,281	24.9	14,313	41,968	46,979	9,302	16.5

○本県及び全国のパートタイム労働者比率の比較



毎月勤労統計調査特別調査
(平成 30 年)

I 毎月勤労統計調査特別調査について

1 調査の概要

毎月勤労統計調査特別調査は、厚生労働大臣が指定する地域（「指定調査区」という）に所在し、調査産業に属する事業所のうち常用労働者を1～4人雇用する事業所についての調査で、年1回8月に実施しています。

2 調査の目的

この調査は、常用労働者1～4人の事業所における賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「全国調査」及び「地方調査」を補完するとともに、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料を提供することを目的としています。

3 調査の対象

この調査は、平成26年経済センサス基礎調査に基づき設定した調査区のうちから、一定の方法により抽出された調査区（高知県内39調査区）内に所在し、日本標準産業分類（平成25年10月改訂）の「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く）に属し、かつ平成30年7月31日現在1～4人の常用労働者を雇用する約340事業所を対象としています。

4 調査結果の算定

調査結果の数値は、高知県の1～4人の常用労働者を雇用する全事業所に対応するものとして算定された数字です。調査事業所が少ない産業については、公表はしませんが調査産業計に含めて算定しています。

II 調査結果の概要

1 賃金

① 平成30年7月における月間「きまって支給する現金給与額」は、調査産業計で164,482円と、前年(166,152円)を1.0%下回っている。

東京を100とした地域間格差をみると、調査産業計では、高知県は73.8(全国第41位)と全国平均の87.7を13.9ポイント下回っている。

② 平成29年8月1日から平成30年7月31日までの1年間に賞与など「特別に支払われた現金給与額」は、調査産業計で189,719円と、前年(172,825円)を9.8%上回り、「きまって支給する現金給与額」に対する割合は115.3%となっている。

(図1) きまって支給する現金給与額の地域間格差(調査産業計)

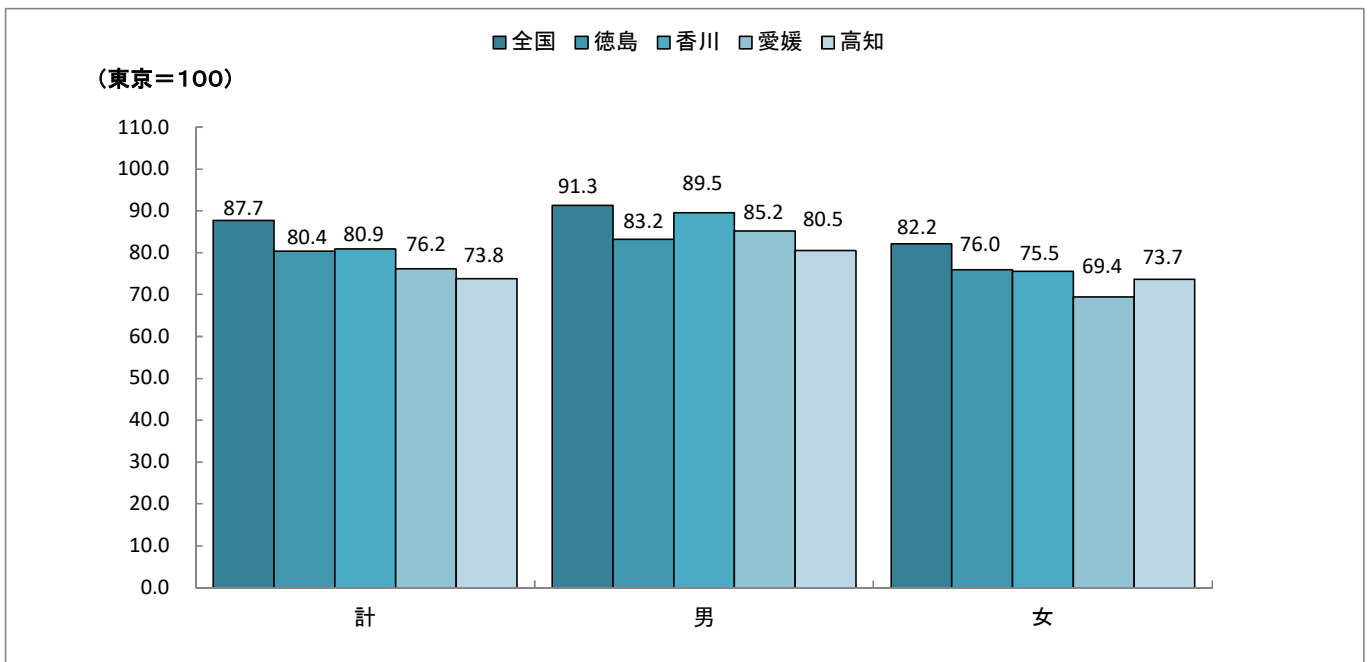


表1) 産業及び男女別1人平均きまって支給する現金給与額
及び1人平均年間特別に支払われた現金給与額(勤続1年以上)

(単位:円)

	きまって支給する現金給与額			特別に支払われた現金給与額		
	計	男	女	計	男	女
調査産業計	164,482	233,796	127,700	189,719	286,006	135,017
建設業	230,516	258,795	163,350	237,796	273,512	156,581
製造業	213,129	267,873	137,718	222,518	307,228	109,893
卸売業, 小売業	162,762	252,234	126,192	162,955	341,442	82,898
宿泊業, 飲食サービス業	82,333	105,647	76,373	19,461	9,314	22,340
医療, 福祉	198,743	258,926	190,404	405,252	535,181	390,403

2 労働時間

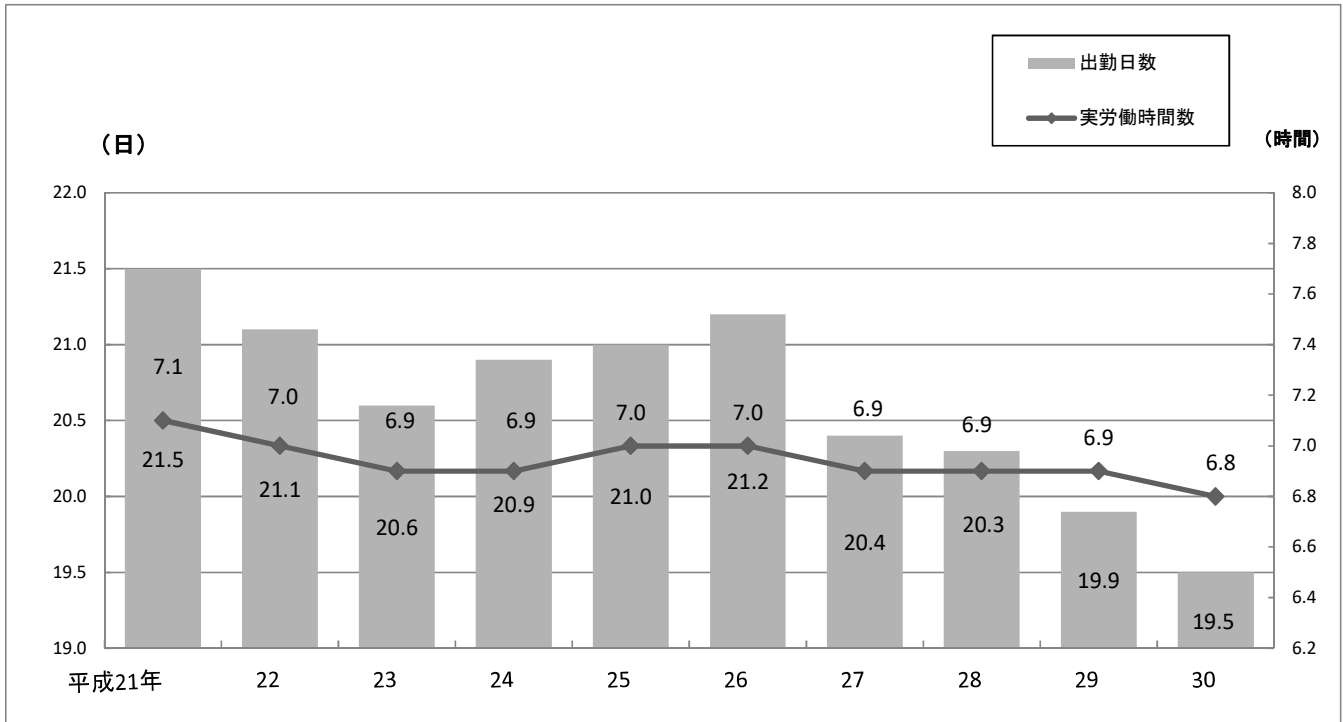
① 平成30年7月における出勤日数は、調査産業計で19.5日（前年19.9日）となり、前年より0.4日減少している。

男女別に見ると、男性21.1日（前年21.6日）、女性18.7日（前年18.9日）となっている。

② 1日当たりの実労働時間数は、調査産業計で6.8時間（前年6.9時間）となっている。

男女別に見ると、男性7.5時間（前年7.5時間）、女性6.5時間（前年6.6時間）となっている。

（図2）出勤日数及び1日当たりの実労働時間数の推移（調査産業計）



（表2）産業及び男女別1人平均月間出勤日数及び1日の実労働時間数

（単位：日、時間）

	出勤日数			1日の実労働時間数		
	計	男	女	計	男	女
調査産業計	19.5	21.1	18.7	6.8	7.5	6.5
建設業	21.5	22.0	20.2	7.4	7.7	6.7
製造業	21.2	22.5	19.5	7.4	7.7	7.1
卸売業、小売業	20.4	22.5	19.6	7.0	7.8	6.6
宿泊業、飲食サービス業	16.3	17.2	16.1	5.1	5.8	5.0
医療、福祉	21.4	21.6	21.4	7.4	7.8	7.4

3 雇 用

(1) 男女構成

平成 30 年 7 月の常用労働者数は、調査産業計で 10,162 人となり、前年（10,102 人）より 60 人増加している。

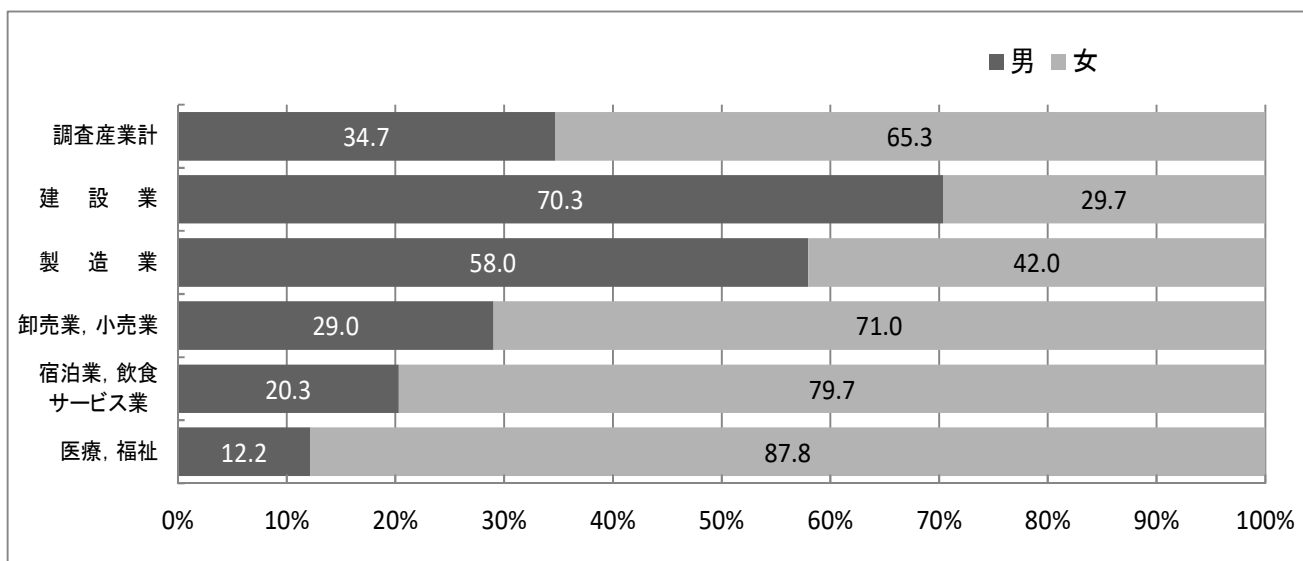
男女別では男性 3,523 人、女性 6,639 人と女性が 65.3%を占めている。

(表 3) 産業及び男女別常用労働者数

(単位:人)

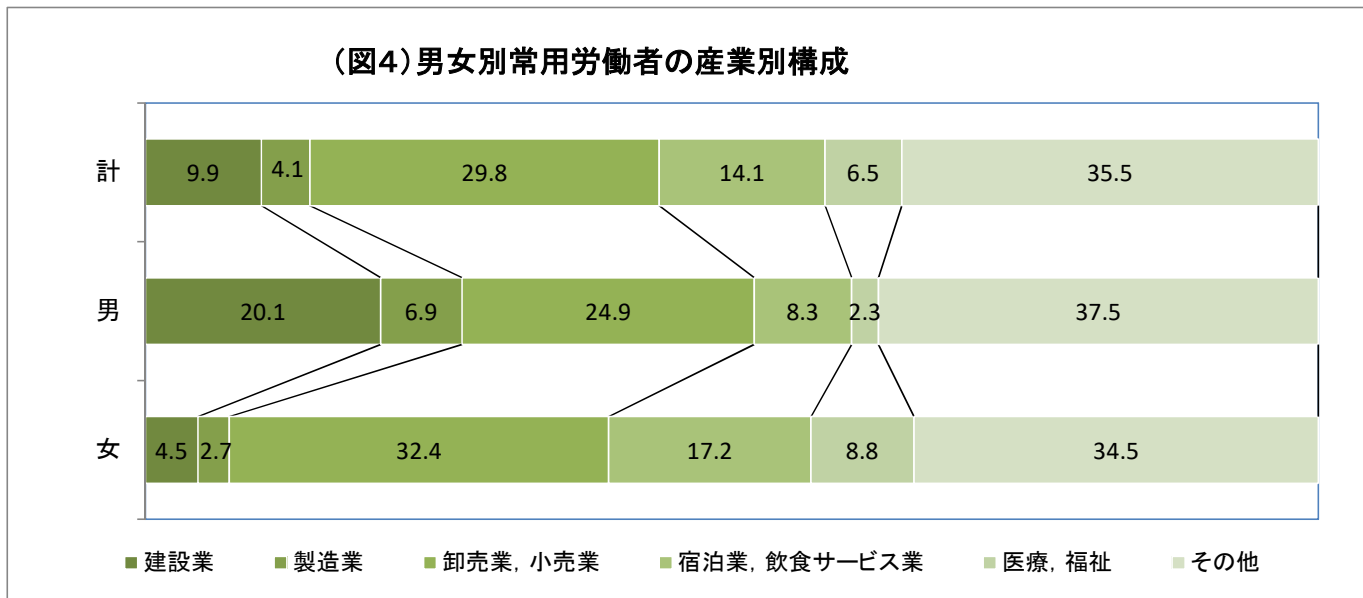
	常 用 労 働 者			常用労働者(勤続1年以上)		
	計	男	女	計	男	女
調査産業計	10,162	3,523	6,639	9,216	3,339	5,877
建設業	1,005	707	298	960	667	293
製造業	421	244	177	413	236	177
卸売業, 小売業	3,026	878	2,148	2,788	863	1,924
宿泊業, 飲食サービス業	1,437	292	1,144	1,035	229	806
医療, 福祉	665	81	584	597	61	536

(図 3) 産業別の男女構成比



(2) 産業構成

平成 30 年 7 月における常用労働者の産業別構成比は、「卸売業，小売業」の 29.8%が最も高く、次いで「宿泊業，飲食サービス業」の 14.1%と、この 2 産業で全体の 4 割以上を占めている。



注：その他とは、学術研究, 専門・技術サービス業, 生活関連サービス業, 娯楽業, 教育, 学習支援業, サービス業（他に分類されないもの）及び非公表産業の合計である。